

# 香川県農業再生協議会規約

平成15年11月25日	制 定
平成16年 3月26日	一部改正
平成18年 4月13日	一部改正
平成18年12月19日	一部改正
平成19年 4月13日	一部改正
平成19年12月21日	一部改正
平成20年 2月22日	一部改正
平成20年 4月10日	一部改正
平成20年12月19日	一部改正
平成21年 2月27日	一部変更
平成21年 4月15日	一部変更
平成21年 6月26日	一部変更
平成21年12月18日	一部変更
平成22年 4月26日	一部変更
平成23年 5月30日	一部変更
平成23年12月21日	一部変更
平成24年 2月14日	一部変更
平成25年 2月27日	一部変更
平成25年 5月23日	一部変更
平成26年 2月27日	一部変更
平成26年 5月22日	一部変更
平成27年 2月26日	一部変更
平成27年 5月22日	一部変更
平成27年12月21日	一部変更
平成28年 5月23日	一部変更
平成28年12月19日	一部変更
平成29年 5月25日	一部変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、香川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を香川県農業生産流通課（高松市番町4丁目1番10号）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」という）の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (3) 需要に応じた作物の生産方針等の策定に関すること。
- (4) 産地交付金の要件設定等に関すること。
- (5) 農地の利用集積に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 担い手の育成・確保に関すること。
- (8) 施設園芸等燃油価格高騰緊急対策事業の推進に関すること。
- (9) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (10) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 県協議会は、前項各号に関する業務の一部を第5条の会員に委託して実施することができる。

## 第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 香川県
- (2) 香川県市長会
- (3) 香川県町村会
- (4) 一般社団法人香川県農業会議
- (5) 香川県農業共済組合
- (6) 公益財団法人香川県農地機構
- (7) 香川県土地改良事業団体連合会
- (8) 香川県農業経営者協議会
- (9) かがわ農業経営者組織ネットワーク
- (10) 香川県農業協同組合中央会
- (11) 香川県農業協同組合
- (12) 香川県生活協同組合連合会
- (13) 香川県米穀協会
- (14) 株式会社日本政策金融公庫高松支店

(届出)

第6条 会員は、県協議会に対してその権利を行使する代表者1人を定め（以下「会員代表者」という。）、県協議会に届け出なければならない。

2 会員は、その名称、所在地及び会員代表者に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 都道府県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、香川県の会員代表者をもって充てる。

3 副会長は、香川県農業協同組合中央会の会員代表者及び一般社団法人香川県農業会議の会員代表者をもって充てる。

4 監事は、香川県農業経営者協議会の会員代表者及び香川県農業協同組合の会員代表者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故があったときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の20日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の手当)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

### (総会の種別等)

第11条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が議長となる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
  - (3) その他会長が必要と認めたとき。

### (総会の招集)

第12条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集する。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知する。
- 3 会議の開催に当たっては、透明性をもって公平な議論が行われるように努める。

### (総会の議決方法等)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

### (総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定に関すること。
- (2) 収支予算の3割以上の増の変更に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第 15 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第 16 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第 13 条第 1 項及び第 4 項並びに第 15 条の規定の適用については、第 1 項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、総会に出席した会員数、第 16 条第 4 項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておく。

## 第5章 部会

### (部会の設置)

第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 水田部会
- (2) 担い手部会
- (3) 耕作放棄地部会

2 前項各号の部会は、部会間の連携を図りつつ、第4条に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) 水田部会

第4条第1号、第3号、第4号及び第10号

- (2) 担い手部会

第4条第2号、第7号、第9号から第10号まで

- (3) 耕作放棄地部会

第4条第5号、第6号及び第10号

### (部会の構成等)

第19条 水田部会は、次の各号の組織に属する者であって会員が推薦する者をもって構成する。

- (1) 香川県農業生産流通課
- (2) 香川県農業経営課
- (3) 香川県農業経営者協議会稲作部会
- (4) 香川県農業協同組合生産者代表組織
- (5) 香川県農業協同組合中央会
- (6) 香川県農業協同組合

2 担い手部会は、次の各号の組織に属する者であって会員が推薦する者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人香川県農業会議
- (2) 香川県農業経営課
- (3) 香川県農業生産流通課
- (4) 公益財団法人香川県農地機構
- (5) 香川県土地改良事業団体連合会
- (6) 香川県農業協同組合中央会
- (7) 香川県農業協同組合
- (8) 株式会社日本政策金融公庫高松支店

3 耕作放棄地部会は、次の各号の組織に属する者であって会員が推薦する者をもって構成する。

- (1) 香川県農業経営課
- (2) 一般社団法人香川県農業会議
- (3) 公益財団法人香川県農地機構
- (4) 香川県土地改良事業団体連合会
- (5) 香川県農業協同組合中央会
- (6) 香川県農業協同組合
- (7) 株式会社日本政策金融公庫高松支店

(部会の権能)

第 20 条 次の各号に掲げる事項は、部会において協議する。

- (1) 分掌する事業に係る総会に付議すべき事項に関する事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他部会において必要と認めた事項に関する事

2 部会において、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

3 部会の開催は、必要に応じ会長が招集し、構成員の中から議長を互選する。

## 第 6 章 事務局等

(統括事務局)

第 21 条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、香川県農業生産流通課及び香川県農業協同組合中央会に統括事務局を置く。

2 県協議会は業務の適正な執行のため、統括事務局長を置く。

3 統括事務局長は、香川県農業生産流通課長の職にある者をもって充てる。

(部会事務局)

第 22 条 総会の決定に基づき県協議会の各部会の事業を執行するため、第 18 条の各部会に部会事務局を置く。

2 部会事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 水田部会 香川県農業協同組合中央会
- (2) 担い手部会 一般社団法人香川県農業会議
- (3) 耕作放棄地部会 香川県農業経営課

3 部会は業務の適正な執行のため、部会事務局長を置く。

4 部会事務局長は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 水田部会事務局長 香川県農業協同組合中央会指導部次長
- (2) 担い手部会事務局長 一般社団法人香川県農業会議事務局長
- (3) 耕作放棄地部会事務局長 香川県農業経営課長

5 部会の庶務は、部会事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 23 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 県協議会事務処理規程
- (2) 県協議会会計処理規程
- (3) 県協議会文書取扱規程
- (4) 県協議会公印取扱規程
- (5) 県協議会内部監査実施規程
- (6) その他部会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておく。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- (3) 施設園芸等燃油価格高騰緊急対策補助金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び県協議会会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。ただし、収支予算の 3 割未満の増の変更については、会長が決定し、総会で報告する。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 3 日前までに監事に提出して、その監査を受ける。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出する。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておく。

(報告)

第 31 条 会長は、第 29 条に掲げる書類及び前条第 1 項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、所管する中国四国農政局長（以下「中国四国農政局長」という。）に提出する。

2 実施している事業の報告は、当該事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより提出する。

## 第 8 章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出等)

第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく中国四国農政局長に届け出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 33 条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国若しくは一般社団法人日本施設園芸協会に返還する。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 34 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年11月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月30日から施行する。

2 県協議会は、本協議会に統合することを目的として解散する香川県担い手育成総合支援協議会の権利及び義務を承継する。

3 県協議会は、香川県担い手育成総合支援協議会が国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積み立てている資金の全額を譲受したうえで、交付金交付の目的に従って管理し運用するものとする。

附 則

この規約は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月27日から施行する。ただし、第5条並びに第19条第2項及び第3項の規定については平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月27日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則  
この規約は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。